

尾張旭市監査公表第14号

平成28年2月29日付け尾張旭市監査公表第6号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成28年3月31日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 牧 野 一 吉

市民生活部産業課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 農業用水路の公共用物使用許可の決裁において、総務部長及び財政課長の合議が行われていない。決裁規程により「部長決裁以上は、総務部長及び財政課長に合議すること。」とされているため、当該決裁は合議が必要である。</p> <p>2 東部市民センター敷地に設置された郵便ポストの使用料の額について、「公共的団体による公益的な事業と認められるため土地の使用料については、行政財産の目的外使用料条例第6条第1号の規定に基づき減免とする。」との規定により、申請人である日本郵便株式会社の使用料を全額免除としている。しかし、この規定により使用料を減免することができる」とされている公共的団体は、行政実例（昭和24年1月13日、昭和34年12月16日）により産業経済団体、厚生社会事業団体、文化事業団体など公共的な活動を営むものとされている。よって、法人である日本郵便株式会社を公共的団体として該当させることの可否について、使用許可の更新時までには検討を求めるものである。</p>	<p>1 指摘事項については、決裁規程に基づき、適切な事務を行います。</p> <p>2 指摘事項について検討の上、次回使用許可更新時に反映させます。</p>